

平成24年 第1回定例会

予算決算常任委員会 総務地域連携分科会 提出資料

◎議案事項

議案第103号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案について

..... 1

平成24年6月20日

総 務 部

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案について

1 改正内容

福島第一原子力発電所の周辺の区域で東日本大震災に対処するための作業に従事する職員について、被ばくの危険性、それに伴う精神的労苦等の特殊性が認められるため、特殊勤務手当（危険作業手当の特例）を支給しています。

平成24年4月、原子力災害対策本部長の指示により、警戒区域及び避難指示区域の見直しが行われたことを受けて、危険作業手当の業務区分等を改正するものです。

(1) 区域見直しに伴う業務区分の改正概要

改正前（区域見直し前）	改正後（区域見直し後）
第1号 警戒区域 第2号 計画的避難区域 第3号 屋内退避指示区域	第1号 帰還困難区域 第2号 居住制限区域 第3号 警戒区域 第4号 計画的避難区域

※ 屋内退避指示区域は、平成23年3月15日から平成23年4月22日までの期間において指定

※ 避難指示解除準備区域における業務は、手当の支給対象外

(2) 上限額の改正

国において東日本大震災にかかる特殊勤務手当の額が見直されたことを考慮して、現行では日額20,000円である東日本大震災に係る危険作業手当の上限額を、日額6,600円に改正します。

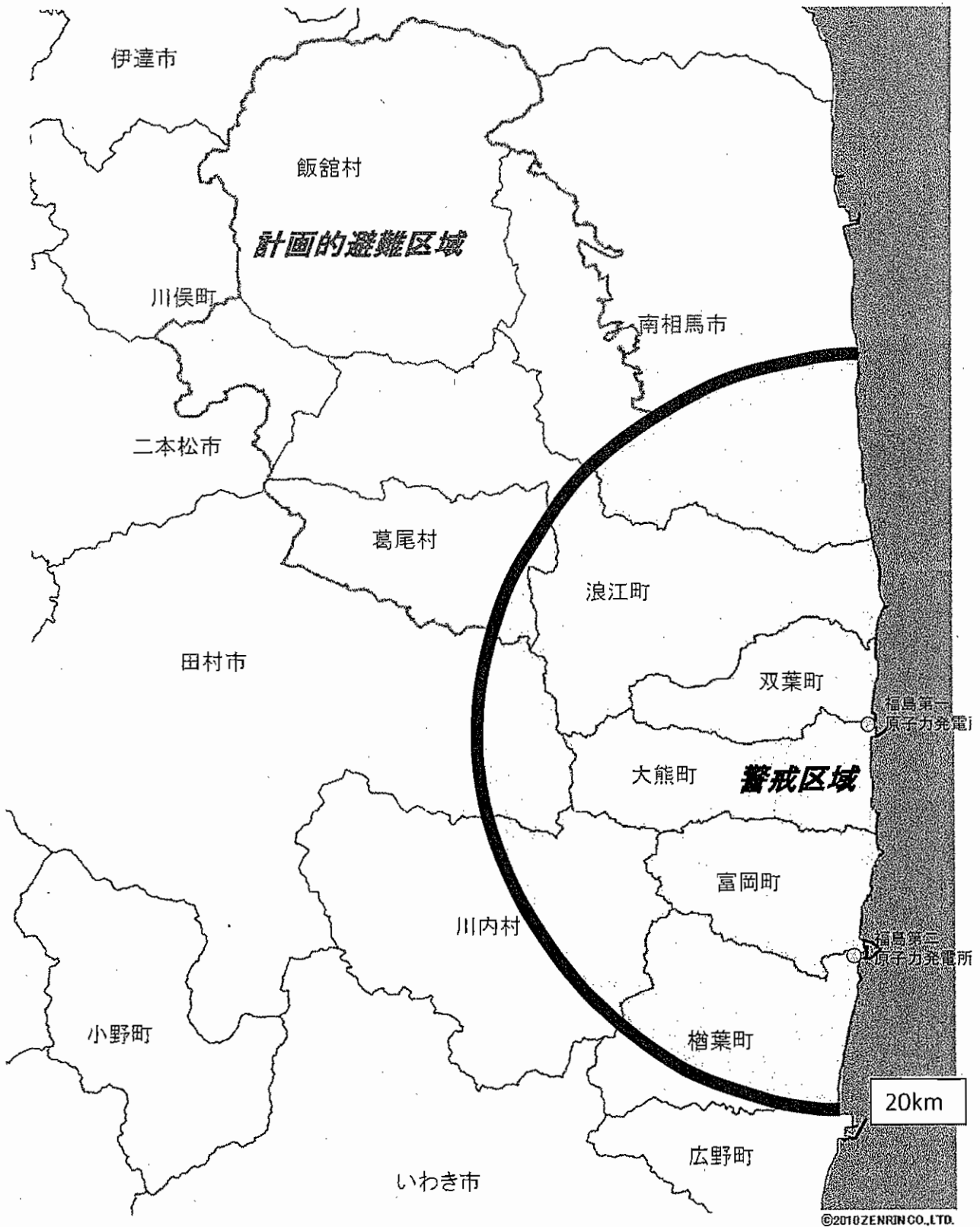
なお、各区分の手当額については、人事委員会規則にて規定されます。

2 施行期日

公布日から施行

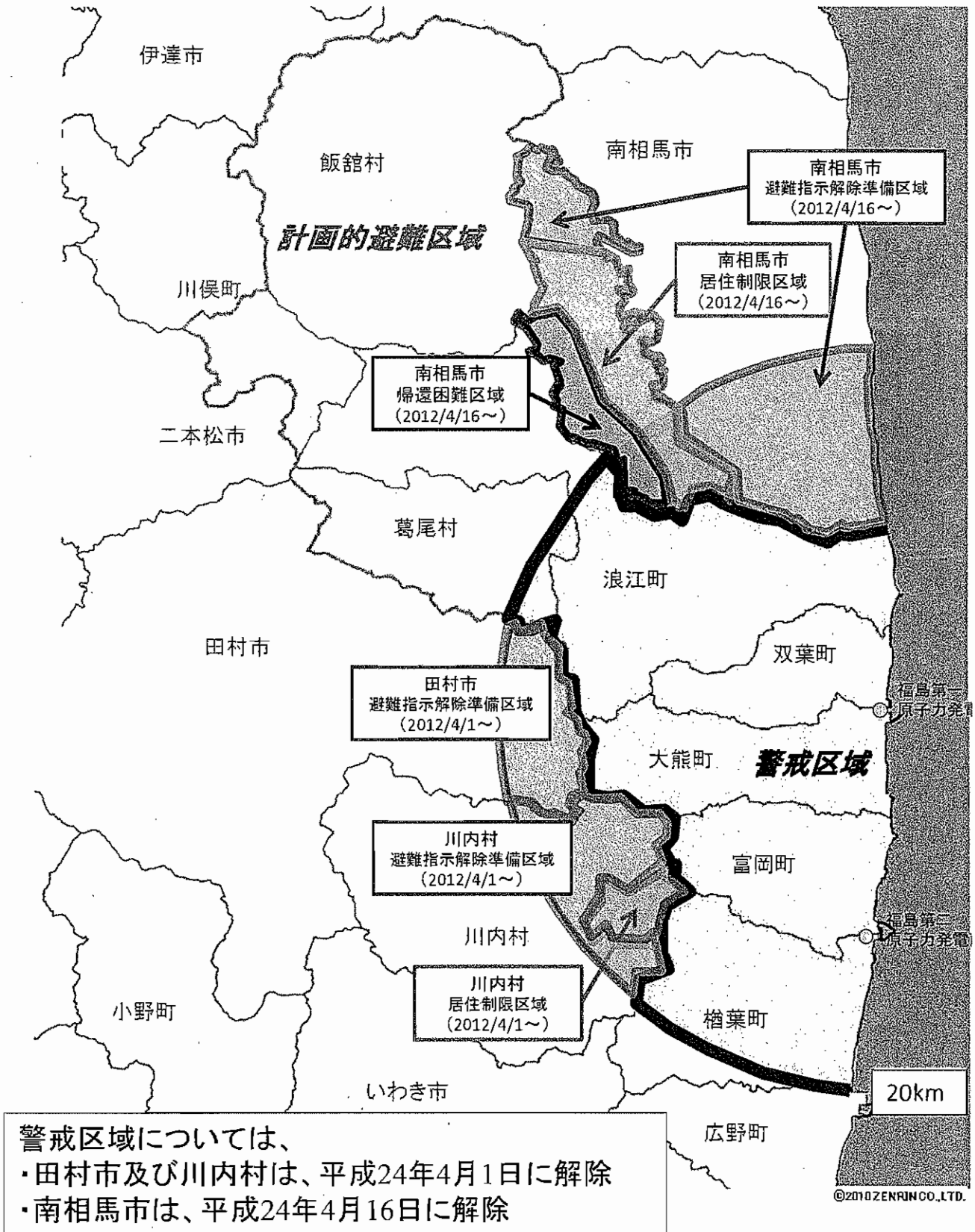
警戒区域と避難指示区域の概念図
(平成24年3月30日現在)

参考



(経済産業省ウェブサイトより)

(平成24年4月1日以降)



警戒区域については、
・田村市及び川内村は、平成24年4月1日に解除
・南相馬市は、平成24年4月16日に解除